

令和  
八 年  
五 條 市 議 会 第 一 回 三 月 定 例 会 会 議 録 ( 第 四 号 )

令和八年三月二十三日(月曜日)

議 事 日 程 ( 第 四 号 )

令和八年三月二十三日(月曜日) 午前十時開議

- 第一 議第 一号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定について
- 議第 二号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第 三号 五條市行政手続条例の一部改正について
- 議第 七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正について
- 議第 十一号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止について
- 議第 十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止について
- 議第 十四号 財産の取得について
- 議第 十五号 財産の取得について
- 議第 十六号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第八号)議定について
- 議第二十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 第二 議第 一号 議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止に対する附帯決議について
- 第三 議第 八号 五條市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第 十三号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定について
- 議第 十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算(第四号)議定について
- 議第 十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算(第二号)議定について

- 第四 議第十九号 令和八年度五條市一般会計予算議定について
- 議第二十号 令和八年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について
- 議第二十一号 令和八年度五條市墓地事業特別会計予算議定について
- 議第二十二号 令和八年度五條市介護保険特別会計予算議定について
- 議第二十三号 令和八年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について
- 議第二十四号 令和八年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 議第二十五号 令和八年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 議第二十六号 令和八年度五條市下水道事業会計予算議定について
- 第五 議第二十八号 令和七年度五條市一般会計補正予算(第九号)議定について
- 第六 同第一号 五條市教育委員会委員の任命について
- 第七 同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第八 推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十二名)

六番	五番	四番	三番	二番	一番
谷	秋	仲	中	小	田
	本	山	本	原	笠
勝	直		賢	由	隆
啓	嗣	嘉	二	子	史



事務局職員出席者

会計管理者 榮 子  
財政課長 窪 田 真 也

事務局長 久 保 雅 彦  
事務局次長 川 西 孝 章  
事務局総務係長 神 農 典 子  
事務局係員 番 匠 悠 輝  
速記者 福 本 光 希

午前十時開会

○議長（窪 佳秀）ただいまから、去る六日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

初めに、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告があります。（「一番」の声あり）一番、田中隆史議員。

〔一番 田中隆史登壇〕

○一番（田中隆史）議長からの発言の許可をいただきましたので、去る十二月二十三日、やまとクリーンパークにおいて開催されました、令和七年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回臨時会及び二月十三日に開催されました、令和八年やまと広域環境衛生事務組合議会第一回定例会の概要を報告いたします。

第一回臨時会では、南議長の開会宣言に続き、管理者の山田御所市長から議会招集の挨拶があり、開議宣言、議席の指定、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日限りとすることが決定されました。

続いて議案審議に入り、「やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、議員の報酬を年額から日額に変更し、一万五千元を八千円に一万円を六千円に改めるものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決しました。

次に、「令和七年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第一号）について」は、報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に

に伴い、議員報酬の不足分を補正するものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり可決しました。

最後に、「やまと広域環境衛生事務組合監査委員の選任について」は、私、田中隆史を選任するものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、原案のとおり同意され、臨時会は閉会いたしました。

第一回定例会では、南議長の開会宣告に続き、管理者の山田御所市長から議会招集の挨拶があり、開議宣言、会議録署名議員の指名が行われ、会期を一日限りとする事が決定されました。

続いて議案審議に入り、「令和八年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計予算について」は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ十一億五千三百五十七千円とするもので、歳入の主なものとしては、構成市町及び他市町村負担金九億六千四百八十九万七千円、財政調整基金繰入金四千三百八十一万五千円、売電収入八千五百万円等で、歳出の主なものとしては、一般管理費九千九百六万三千円、財産管理費一億五千七百七十五千円、ごみ処理費八億五十四万九千円等であるとの説明があり、田原本町の吉田議員から、計画的な改修の実施等について質問があり、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和七年やまと広域環境衛生事務組合第一回臨時会及び第一回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、やまと広域環境衛生事務組合議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、南和広域医療企業団議会の報告があります。（「九番」の声あり）九番、福塚 実議員。

〔九番 福塚 実登壇〕

○九番（福塚 実）ただいま議長からの発言の許可をいただきましたので、去る二月二十日、南奈良総合医療センターにおいて開催されました、南和広域医療企業団議令和八年第一回定例会の概要を報告いたします。

本会議では、初めに、南和広域医療企業団森川企業長から議会招集の挨拶があり、浦西議長から開会宣告・開議宣言・議席の指定及び会議録署名議員の指名の後、本定例会の会期を一日とすることが決定されました。

次に、新たに南和広域医療企業団議会の議員に選出された、私、福塚 実が総務委員会委員に選任されました。

次に、副議長の選挙が行われ、私、福塚 実が副議長に選出されました。

次に、諸報告の後、議案審議に入り、「令和八年度南和広域医療企業団病院事業会計予算について」は、収益的収支では、収入を百二十億六千七百三十四万六千円、支出を百二十二億九千七百九十八万八千円とするもので、当年度純損失は二億三千六十四万二千円となっております。一方、資本的収支は、収入で七億二千六百三十五万一千円、支出で六億六千九百九十万三千円を計上しているものであるとの説明がありました。

本議案については、総務委員会に付託され、総務委員会において慎重審議を行い、原案どおり可決することに決しました。

また、委員会では、理事者からの報告事項として、「令和七年度診療状況について」、「決算見込と当初予算（案）のポイントについて」、「へき地診療所支援体制の強化について」、「機能強化型訪問看護ステーションの設置について」、「シンプル脳ドックの実施について」、「それぞれ説明を受け、「長期的な経営見通しについて」、「ドクターヘリの安定的な運航について」、「シンプル脳ドックの実施方法について」、「オンライン診療の実施内容について」、関連な意見交換を行いました。

その後、本会議が再開され、総務委員会委員長報告の後、本議案について採決を行い、原案のとおり可決されました。

最後に、総務委員会からの議会閉会中の継続審査事項についての申出が可決され、本会議は閉会いたしました。

なお、会議資料等につきましては、事務局に保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、南和広域医療企業団議会議令和八年第一回定例会の報告といたします。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀）以上で、南和広域医療企業団議会議の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀）次に、奈良県広域消防組合議会の報告があります。（「三番」の声あり）三番、中本賢二議員。

〔三番 中本賢二登壇〕

○三番（中本賢二）議長から発言の許可をいただきましたので、去る二月二十五日、奈良県広域消防組合消防本部において開催されました、令和八年奈良県広域消防組合議会議第1回定例会の概要を報告いたします。

会議では、初めに、管理者の亀田樞原市長から議会招集の挨拶があり、日程に入り、会議成立宣言の後、会議録署名議員の指名に続き、議会運営委員会委員長からの報告を受け、会期を二月二十五日の一日限りとするものが決定しました。

ここで、議会運営委員会から提案のあった、議会での発言を通告制とする案について話し合うため、本会議を中断して全員協議会が開催され、提案どおり決定しました。

本会議が再開され、議長諸報告及び管理者諸報告については、資料の清覧をもって報告に代える旨の説明がありました。

次に、一般質問があり、明日香村議会の小西議員から、「グランドデザインの新議員への説明について」質問があり、時期等を考慮し、適切な説明に努めていくとの答弁がありました。

次に、「令和七年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第三号）の専決処分の報告について」は、年度途中に退職した職員の退職手当九百四十二万八千円を追加する補正予算を専決処分した報告がありました。

次に、「和解及び損害賠償の額の決定の専決処分の報告について」は、公用車の運行に起因して発生した二件の事故における、損害賠償額の決定及び和解について専決処分した報告がありました。

次に、「奈良県広域消防組合の一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例について」、「奈良県広域消防組合の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」、「奈良県広域消防組合手数料徴収条例の一部を改正する条例について」、「奈良県広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例について」及び、「令和七年度奈良県広域消防組合一般会計補正予算（第四号）について」は、質疑及び討論はなく、採決の結果、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、「令和八年度奈良県広域消防組合一般会計予算について」は、歳入歳出予算総額をそれぞれ百四十六億七千四百四十七万三千円とするものであるとの説明があり、田原本町議会の竹邑議員から、「予算総額が前年度に比べて減額となっているのに、分担金が増額となっている理由について」質問があり、人件費の上昇、組合債の減額及び歳入財源の構成が変わったことによるとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「財産の取得について」は、高規格救急自動車七台を購入するものであるとの提案理由の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「財産の処分について」は、寄附採納した金二十キログラムのうち十四キログラムの売却について、三億八千八百四十四万八千四百九十九円で仮契約中であるとの説明があり、田原本町議会の竹邑議員から、「一者の応札での入札について」質問があり、入札当日の金地金相場に照らし、適正であると判断しているとの答弁があり、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、「監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、管理者から、私、中本賢二を選任することに同意を求めるものであるとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり同意されました。

次に、「奈良県広域消防組合議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について」は、議会運営委員会委員長から提案理由

の説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案の追加が承認され、追加日程として、「奈良県広域消防組合議会会議規則の一部を改正する規則について」上程され、議会運営委員会委員長から、答弁内容の適正かつ議会運営の円滑化を目的として、発言を通告制とするとの説明があり、質疑及び討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申入れがあり承認され、閉会いたしました。

なお、会議資料につきましては、事務局において保管しておりますので、後刻御清覧願います。

以上、概要を申し上げます、令和八年奈良県広域消防組合議会第一回定例会の報告といたします。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀） 以上で、奈良県広域消防組合議会の報告を終わります。

○議長（窪 佳秀） 本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） これより、日程に入ります。

○議長（窪 佳秀） 日程第一、議第一号から議第三号、議第七号、議第十一号、議第十二号、議第十四号から議第十六号及び議第二十七号までの十議案を一括して議題といたします。

本十議案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実） ただいま議題となりました議第一号から議第三号、議第七号、議第十一号、議第十二号、議第十四号から議第十六号及び議第二十七号の十議案につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月六日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決いたしましたものであります。

初めに、議第一号 五條市学校教育施設整備基金条例の制定につきましては、本市が国の公立学校施設整備費補助金を活用して整備した公

立学校施設を財産処分し、有償貸付けして利活用することについて、文部科学省と協議した結果、国庫返還金相当額を市の基金に積み立て、今後の本市の学校教育施設整備費として活用することが同省より承認されたため、条例を制定するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、基金の創設理由についてただしたのに対し、「文部科学省と協議を行った結果、国庫返還金相当額を市の基金に積み立てれば、国の運用通知により補助金の返還を免除され、今後の学校教育施設の整備費として活用するため基金を創設するものである。」との答弁があり、委員から、規則等は制定するかについてただしたのに対し、「本条例が制定できれば、必要に応じて規則等の制定を行っていく。」との答弁がありました。また委員から、基金の活用方法についてただしたのに対し、「市内の公立学校施設整備への活用を考えている。」との答弁があり、委員から、基金の使用範囲についてただしたのに対し、「使途は工事請負費のみに限定される。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二号 五條市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、子ども・子育て支援法第五十四条の三において準用する同法第四十六条第二項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、十二月定例会で議決した、五條市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例との違いについてただしたのに対し、「十二月定例会で議決いただいた条例は、子ども誰でも通園制度を実施する施設の認可基準を児童福祉法に基づき規定したものである。今回提案している条例は、認可を受けた施設が、子ども誰でも通園制度を実施・運営するための確認基準を子ども・子育て支援法に基づき規定する条例である。」との答弁があり、委員から、利用定員についてただしたのに対し、「一日三名である。」との答弁があり、委員から、保育教諭の配置についてただしたのに対し、「会計年度任用職員を一名、こども誰でも通園制度の担当職員として雇用し、利用がないときは、ほかのクラスのサポートをしていただく。」との答弁がありました。また委員から、事業を実施する場所についてただしたのに対し、「公立のみらいこども園である。」との答弁があり、委員から、利用料についてただしたのに対し、「国の基準どおり三百円である。」との答弁があり、委員から、今後、無償化になる取組を行う予定はあのかについてただしたのに対し、「国の交付金との兼ね合いも考え検討していく。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第三号 五條市行政手続条例の一部改正につきましては、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に準じた規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、今まで掲示板に掲示していたものをホームページで掲載することになるのか

についてただしたのに対し、「今回の改正では、行政手続法あるいは行政手続条例に基づく公示送達について、掲示板に加えインターネットにより公表するものである。」との答弁がありました。また委員から、公示方法として、市役所東側玄関のデジタルサイネージに公表することになるのかについてただしたのに対し、「今後、ホームページには必ず掲載することになる。東側玄関のデジタルサイネージ、あるいは南側玄関の掲示板については、どちらかを選ぶこととなっております。南側玄関の掲示板への掲示を考えている。」との答弁がありました。本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第七号 五條市立認定こども園延長保育事業等の実施に関する条例の一部改正につきましても、令和八年四月一日から乳児等通園支援事業を実施するに当たり、保護者が負担すべき費用について定める必要があるため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、一時間三百円となっているが、利用料の減免措置についてただしたのに対し、「生活保護受給者、市民税非課税世帯、所得制限による減免措置を予定している。」との答弁があり、委員から、事業の利用時間の制限等についてただしたのに対し、「利用時間については、午前九時から午前十一時までの二時間を予定しており、一人当たりの一か月に利用できる時間は、国の規定により十時間である。」との答弁がありました。本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十一号 五條市西吉野テニスコート条例の廃止につきましても、五條市西吉野テニスコートは、昭和五十年四月に竣工し、約五十年が経過する施設であり、老朽化により平成二十四年から利用を休止していることから、市有財産の有効利用を図るため、本条例を廃止するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、平成二十四年から利用休止しているが、条例廃止の経緯についてただしたのに対し、「改修を行って再開することも検討していたが、再開のめどが立たず、条例廃止に至ったものである。」との答弁があり、委員から、テニスコートの維持経費についてただしたのに対し、「令和元年までは電気代、水道代等、年間約十四万円を要していたが、令和元年以降は、職員による草刈りのみである。」との答弁があり、委員から、今後の維持管理についてただしたのに対し、「サウンドイング等も含め、売却や貸付けを検討していく。」との答弁がありました。また委員から、施設の概要についてただしたのに対し、「敷地面積は三千百四十平方メートル、テニスコート三面、管理棟一棟、壁打ち練習用構造物が二か所である。」との答弁があり、委員から、壁打ち練習用構造物が違法建築であった場合の措置についてただしたのに対し、「検討していく。」との答弁がありました。本案につきましても、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止につきましても、施設の老朽化に伴い、将来的な事業継続性の確保が難しいと判断され

るため、本条例を廃止するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、施設の概要についてただしたのに対し、「敷地面積は三百六・九一平方メートル、水車、水車小屋、加工販売施設である。」との答弁があり、委員から、施設の現状についてただしたのに対し、「二月二十二日に取壊しが終了している。」との答弁があり、条例を制定する前に取壊した理由についてただしたのに対し、「施設用地は借地であり、地権者から解体の上、令和八年四月一日に返還してほしいと申出があり、市としては議決後に解体を予定していたが、地権者のほうで早急に取り壊しを行う段取りをつけていたため、負担金を概算払いし、地主のほうで解体の作業を行った。」との答弁があり、委員から、今後の事務事業の進め方についてただしたのに対し、「条例と取壊し順が逆になっていたことを反省し、今後、計画的に取り組んでいく。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十四号 財産の取得につきましては、（仮称）市民交流施設整備事業の実施に向けて、奈良交通株式会社から用地を取得するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、平米単価についてただしたのに対し、「四万五千円である。」との答弁があり、委員から、用地取得時期についてただしたのに対し、「所有権移転時期については、五條バスセンターが令和八年八月、それ以外の部分が十月以降である。」との答弁がありました。また委員から、イオン側が工事を行う場合は、土地の賃貸借契約を結ぶのかについてただしたのに対し、「協定に基づき、イオン側が工事を行うため、貸付けの費用は発生しない。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十五号 財産の取得につきましては、五條市立学校給食センターで使用する食缶洗浄機を更新するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、耐用年数についてただしたのに対し、「十年から十五年である。」との答弁があり、委員から、現在の食缶洗浄機の購入時期と今回購入の納期についてただしたのに対し、「現在のものは、平成十五年に購入しており、購入するものは、試運転を行った上で八月三十一日までに設置を完了する。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十六号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第八号）議定につきましては、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正であり、歳入歳出予算については、その総額に六億七百二十九万八千円を追加し、総額で二百三十二億六千二百三十四万三千円とするものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、物価高騰対応ひとり親家庭応援手当の対象者についてただしたのに対し、「児童扶養手当支給世帯に、児童一人当たり二万円を給付するものであり、対象児童数は約二百七十人を見込んでいる。」との答弁があり、

委員から、申請方法についてただしたのに対し、「ブッシュ型のため申請は不要である。」との答弁があり、委員から、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金の概要についてただしたのに対し、「畜産の収益性、持続性、社会的価値を高めるために必要な施設整備や機械導入等を支援する補助金である。」との答弁があり、委員から、子どものための教育・保育給付費の内容と、一般財源のマイナス要因についてただしたのに対し、「私立の認定こども園に対する給付費で、主に人件費、教材費、光熱費等の事業費及び施設の管理費等であり、一般財源のマイナス要因は、国からの負担割合が変更となったためである。」との答弁があり、委員から、市有地売却収入についてただしたのに対し、「住川エルベタウン保育所予定地、旧野原東保育所及び西阿田町廃止里道の払下げである。」との答弁があり、委員から、繰越明許費道路橋梁費、橋梁維持費が当初予算額の約半分が繰越しとなっている理由についてただしたのに対し、「工事発注は行っているが、資材等の確保に期間を要するものや、来年度にめどが立ちそうな用地買収費、設計変更により再検討が必要になったため、年度内の工期が確保できなかったためである。」との答弁がありました。また委員から、障害福祉サービス費給付費の追加内容についてただしたのに対し、「訪問系サービス、日中活動系サービス、短期入所等に係るサービスにおいて、利用者の増加に伴い予算不足が生じたためである。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第二十七号 五條市過疎地域持続的発展計画の策定につきましては、五條市過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和七年度をもって満了することに伴い、引き続き過疎対策事業債など国の財政上の支援を活用するため、令和八年度から令和十二年度までの同計画を策定するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、五條市ビジョンとの関連性についてただしたのに対し、「五條市の最上位の計画である五條市ビジョンは、まちづくりの方向性を示す計画として行政分野全体を対象としており、この過疎計画は、地域の持続的発展に向けた計画として、最上位計画である五條市ビジョンとの整合性を保ちつつ、過疎対策に特化した施策や事業を整理し、策定している。」との答弁がありました。また委員から、前計画との大きな変更点についてただしたのに対し、「防災・減災対策を新たに追加した。」との答弁があり、本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとするに決定いたしました。なお、委員から、議第十二号五條市大塔水車施設条例の廃止に対する附帯決議が提出され、趣旨説明が行われ、採決の結果、附帯決議を付することに決しました。

また、付託議案の審査終了後、当局から、「投票区の見直しについて」、「第二期五條市教育大綱について」、「第五期五條市教育振興基本計画について」、「学校給食費の価格改定について」、「公用車の車検切れについて」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る六日に行いました議案審議において既に終了しております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本十議案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本十議案は討論を省略することに決しました。

これより、議第一号から議第三号、議第七号、議第十一号、議第十二号、議第十四号から議第十六号及び議第二十七号までの十議案を一括して採決いたします。

本議案に対する総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本十議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本十議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第二、発議第一号を議題といたします。  
事務局長に朗読させます。

○事務局長（久保雅彦） 発議第一号 議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止に対する附帯決議について  
標記のことについて、地方自治法第百十二条及び五條市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。  
令和八年三月二十三日 提出

提出者 五條市議会総務文教常任委員会委員長 福塚 実

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明を求めます。（「九番」の声あり） 総務文教常任委員会、福塚 実委員長。

〔総務文教常任委員長 福塚 実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚 実） 議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第一号 議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止に対する附帯決議について、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

議第十二号 五條市大塔水車施設条例の廃止に対する附帯決議（案）

五條市大塔水車施設は、今まで大塔地域において約三十年余り稼働し、本年九月で十五年を迎える紀伊半島大水害までは国道百六十八号の  
にぎわいの場であったが、その後は老朽化等により以前のように使用されていない状況である。

このたび提出された五條市大塔水車施設条例の廃止は反対するものではないが、以下の理由により附帯決議する。

一、条例廃止までに地権者により取壊しが行われていたこと。

二、市の施設は、市が責任を持って適切な取壊しを行うこと。

三、計画的に予算措置を行い実施すること。

理事者側においては、今後、計画的な事務事業の執行を求めるものである。

以上、決議する。

令和八年三月二十三日 五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（窪 佳秀） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第三、議第八号、議第十三号、議第十七号及び議第十八号の四議案を一括して議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「七番」の声あり）厚生建設常任委員会、吉田 正委員長。

〔厚生建設常任委員長 吉田 正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田 正）ただいま議題となりました議第八号、議第十三号、議第十七号及び議第十八号の四議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る三月六日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

初めに、議第八号 五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、限度額引上げの目的についてただしたのに対し、「中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定を行うためである。」との答弁があり、委員から、影響を受ける世帯と歳入の増加についてただしたのに対し、「令和七年度実績の世帯数となるが、基礎課税額では八十九世帯、後期高齢者支援金等課

税額では九十一世帯、歳入では約二百七十万円の増額を見込んでいる。」との答弁がありました。また委員から、対象者への通知方法についてただしたのに対し、「七月に送付する当初の納税通知書にチラシを封入し、周知を行う。」との答弁がありました。また委員から、五條市の国民健康保険加入世帯についてただしたのに対し、「令和八年二月末現在で四千百五十五世帯である。」との答弁がありました。本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十三号 五條市立養護老人ホーム花咲寮に係る指定管理者の指定につきまして、指定管理者となる団体は、大阪府羽曳野市河原城九二七番地、社会福祉法人恵和会、理事長 松川 命、指定の期間は令和九年四月一日から令和十四年三月三十一日までの五年間であるとの当局の説明があり、了承した次第であります。委員から、過去の指定管理者選定の管理料についてただしたのに対し、「一回目の管理料が五か年で六千七百七十八万円、二回目の管理料が五か年で九千九万円の積算である。」との答弁があり、委員から、今回の指定管理料二億二百万円の積算根拠についてただしたのに対し、「人件費の高騰、物価高を考慮し、令和六年度決算額をベースに積算を行った。」との答弁があり、委員から、候補者団体が新しく行うサービスがあるのかについてただしたのに対し、「契約入所に加え、外部への訪問介護やデイサービス等、市が実施していないサービスの提供もニーズ調査を行い取り入れていく予定である。」との答弁がありました。また委員から、入寮に制限はあるのかについてただしたのに対し、「養護老人ホームであることに変わりはないため、所得制限については生活保護受給されている方、市民税の所得割非課税世帯の方が対象となる。」との答弁があり、委員から、緊急避難等の受入れは可能であるのかについてただしたのに対し、「指定管理者による運営になっても短期での入所は変わりないため、受入れは可能である。」との答弁がありました。また委員から、指定管理者制度導入を行う理由についてただしたのに対し、「公の施設の管理運営に民間事業者が持つノウハウや経営手法を活用することで住民サービスの向上、多様化するニーズへの効果的な対応、そして管理運営に係る経費の削減である。」との答弁がありました。委員から、施設内トラブルの責任主体についてただしたのに対し、「事故やトラブルが生じた場合は、指定管理者が責任主体となる。」との答弁がありました。また委員から、福祉避難所としての指定は継続していくのかについてただしたのに対し、「福祉避難所の設置運営は継続する。」との答弁がありました。また委員から、指定管理することによる人件費削減についてただしたのに対し、「現在、花咲寮にいる職員が別の部署で仕事をするようになるため、その人数分の新たな雇用を抑えることとなる。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第十七号 令和七年度五條市介護保険特別会計補正予算（第四号）議定については、歳入歳出予算にそれぞれ六千七百八十一万二千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ四十三億一千百三十四万四千円とするものであるとの当局の説明があり、了承した次第であります。

が、委員から、介護保険財政調整基金の基金残高についてただしたのに対し、「現在の積立額は、五億四千八百七十七万六千四百円である。」との答弁があり、委員から、基金の今後の活用法についてただしたのに対し、「介護保険事業における保険給付費の増加などによる財政需要に対応し、介護保険財政の年度間の均衡を保つことを目的としている。今後、介護保険料の給付に要する費用に不足が生じた場合は、取り崩して介護保険特別会計に繰り入れ、剰余金が生じた場合は積立てを行う。」との答弁がありました。本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決しました。

次に、議第十八号 令和七年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ一千三百六十七万二千円を追加し、歳入歳出予算の総額を六億五千七十七万二千円とするものであるとの当局の説明により了承した次第であり、質疑はなく、本件につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

なお、付託議案の審査終了後、当局から、「公用車の車検切れについて」報告を受けた次第であります。  
以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る六日に行いました議案審議において全て終了いたしました。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本四議案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本四議案は討論を省略することに決しました。

これより、議第八号、議第十三号、議第十七号及び議第十八号の四議案を一括して採決いたします。

本四議案に対する厚生建設常任委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本四議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本四議案は原案のとおり可決されました。

トイレ休憩のため、十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分休憩に入る

午前十一時再開

○議長（窪 佳秀）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第四、議第十九号から議第二十六号までの八議案を一括して議題といたします。

本八議案につきましては予算審査特別委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「十番」の声あり）

予算審査特別委員会、山口耕司委員長。

〔予算審査特別委員長 山口耕司登壇〕

○予算審査特別委員長（山口耕司）ただいま議題となりました議第十九号から議第二十六号までの八議案につきまして、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、三月六日、本会議におきまして、令和八年度各会計予算案について慎重審査を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。委員には、吉田雅範議員、福塚 実議員、仲山 嘉議員、中本賢二議員、小笠原由子議員、田中隆史議員、そして私、山口耕司の七人が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、山口耕司が、副委員長に仲山 嘉委員がそれぞれ互選されました。

次に、審査日程、審査方法及び審査順序等について協議の結果、審査日程については、三月十一日、十二日及び十三日の三日間とすること、

並びに審査方法及び審査順序については、各会計給与費全般の審査を行った後、一般会計歳出の費目について各款及び項別に行い、提案者からの説明を省略し、委員各位の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進め、最後に総括質問を行うこととしました。

以下、十一日、午前十時に開会いたしました当委員会での審査の経過について、その概要を報告いたします。

初めに、一般会計及び特別会計並びに事業会計における給与費の審査を行い、質疑はありませんでした。

続いて、一般会計歳出の審査を行いました。

議会費につきましては、質疑はありませんでした。

次に、総務費についてであります。

一 職員の心の相談業務委託料についてただしたのに対し、「職員個人の悩み、仕事、仕事以外も含めた相談であり、事業を始めた令和五年度からの相談実績は、令和五年度、四十八名、令和六年度、二十四名、令和七年度は令和八年二月時点で二十五名である。」との答弁がありました。

二 ハラスメント外部相談窓口委託料についてただしたのに対し、「職員を対象とした外部相談窓口であり、相談方法は電話またはオンラインの選択となる。令和六年度からの事業で、現時点で実績はない。」との答弁がありました。

三 市制七十周年ロゴ・キャッチコピー等募集に係る謝礼についてただしたのに対し、「令和九年十月の市制七十周年に向けた、ロゴマークやキャッチコピーを公募する予定であり、その際の審査員に対する謝礼及び記念品である。」との答弁がありました。

四 特定地域づくり事業推進交付金についてただしたのに対し、「人口減少が進み、担い手不足となっている地域において、複数の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を生み出すことにより、地域の担い手となる人材を、市外から安定的に確保するための民間業者が設立する協同組合を支援する制度である。」との答弁がありました。

五 市外公共ホール等利用助成金についてただしたのに対し、「市民会館閉鎖に伴う措置として令和四年度から実施している事業であり、令和四年度及び五年度に、御所市のアザレアホールでの音楽鑑賞会の利用実績がある。」との答弁がありました。

六 ふるさと納税の効果についてただしたのに対し、「財源確保の面で大きなメリットがあると考えている。また、地場産品をPRする貴重な機会であり、業者にとっても販路拡大のチャンスとなる。」との答弁がありました。

七 移住支援金についてただしたのに対し、「東京圏から移住する世帯への百万円の補助金である。単身世帯の場合は六十万円、十八歳未満の子供を帯同しての移住は、子供一人につき最大百万円の加算となるが、交付実績はない。」との答弁がありました。

八 移住支援金のPRについてただしたのに対し、「東京圏での移住フェア開催の際、移住を検討している方に直接PRを行っている。」との答弁がありました。

九 解体負担金についてただしたのに対し、「五條バスセンターの解体費用に係るイオンリテールへの負担金である。」との答弁がありました。

十 防犯カメラ設置補助金の実績と審査基準についてただしたのに対し、「防犯カメラ設置事業補助金交付要綱に基づいており、令和七年度からの事業で、十七台設置している。」との答弁がありました。

十一 奨学金返還支援制度補助金の実績と今後の見込みについてただしたのに対し、「令和七年度の実績は、申請者四十六名で、五百二十七万円執行予定である。令和八年度予算八百万円の想定については、継続申請者が約四十名、五百万円、新規申請者が約二十名、三百万円を見込んでいる。」との答弁がありました。

十二 住宅建物撤去工事についてただしたのに対し、「市有地に個人が所有する住宅、建物が残っており、倒壊の危険性や環境衛生上の問題があるため、市により解体撤去を行うものである。」との答弁がありました。

十三 市内でのコンビニ交付に係る委託料と件数についてただしたのに対し、「市内十か所での交付実績は、令和六年度、七千七百七件、令和五年度、一万一千百十三件、令和四年度、四千七百七十七件となり、委託料の総額は一千五百二十七万八千円である。」との答弁がありました。

十四 過誤納還付金及び還付加算金の発生理由についてただしたのに対し、「過年度で納め過ぎた返還事務であり、修正申告や確定申告等の税額更正、二重払いだったものの返還金である。」との答弁がありました。

次に、民生費についてであります。

十五 測量業務委託料についてただしたのに対し、「地元へ管理委託していた、やすらぎ会館の底地の測量業務であり、市に返還要望があったため、今後の利活用等を検討するためのものである。」との答弁がありました。

十六 障害福祉費の増加要因についてただしたのに対し、「主な要因として、扶助費の移動支援事業費扶助、障害福祉サービス費給付費、障害児施設措置費給付費扶助の増加である。」との答弁がありました。

十七 福祉タクシー基本料助成委託料の増加要因についてただしたのに対し、「令和七年度から、タクシーチケットを二十四枚から四十八枚としたことによる利用者増を見込んでいる。」との答弁がありました。

十八 シルバー人材センター補助金の増加要因についてただしたのに対し、「シルバー人材センターを運営する運営費及び事業費の補助金であり、インボイス制度導入後、負担割合が増え、資産取崩しで補填状態であること、また、国が示すシルバー人材センター事業執行方針による加算要件に該当することから、加算額を参考に増額したものである。」との答弁がありました。

十九 買い物支援業務委託料についてただしたのに対し、「大塔町を中心とした山間部において、地域福祉の充実を目的に移動販売車を活用した買物支援事業であり、委託先は市民生活協同組合ならコープである。」との答弁がありました。

二十 社会福祉協議会補助金についてただしたのに対し、「社会福祉協議会で実施している地域福祉推進事業、生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業の事業に対する事務費等で、主に人件費である。」との答弁がありました。

二十一 移動支援事業費扶助の利用料金についてただしたのに対し、「移動支援においては、移動した時間により単価が決まっており、五條市における単価は国から示された単価設定としているが、地域において差が生まれているので、今後、近隣、他市の状況も注視し、研究を進めていく。」との答弁がありました。

二十二 障害者デイサービス事業委託料の予算が減少したことについてただしたのに対し、「看護師の退職によるものである。」との答弁がありました。

二十三 結婚支援重点推進事業委託料についてただしたのに対し、「結婚相談、結婚支援業務を民間事業者に委託し、結婚の相談業務を行うメンター育成と結婚につながるセミナーの開催、また婚活イベント等を予定しており、令和八年度からの新規事業である。」との答弁がありました。

二十四 不妊治療及び不育治療助成金についてただしたのに対し、「妊娠・出産を望みながらも、不妊治療への経済的な不安を抱える家庭に対し、病院でかかった不妊・不育治療費の自己負担分を助成する事業である。令和六年度の実績は、一般不妊治療が九件、生殖補助医療及び先進医療に関するものが十四件、合計二十三件の申請があり、そのうち現時点で妊娠が十四件、出産が十一件である。」との答弁がありました。

二十五 こども食堂開設運営支援補助金の補助対象要件についてただしたのに対し、「こども食堂の運営を一年以上継続し、かつ月一回以上行う予定であること、利用料が無料もしくは食材料費の実費以内であること、一回当たり十食以上を提供していることや、食品安全管理や食物アレルギーを持つ者への対応等について必要な配慮、食品衛生法等を遵守した運用に努めるものであるとしている。」との答弁がありました。

二十六 生活扶助費の増額要因についてただしたのに対し、「最高裁判決追加給付費が新たに追加されたためである。」との答弁がありました。

二十七 最高裁判決追加給付費、約三千万円の詳細についてただしたのに対し、「二〇二五年六月に最高裁が、二〇一三年から二〇一五年にかけて行われた生活保護費の引下げを違法と判断し、減額処分を命じたことにより、厚生労働省が当時の消費水準に合わせた新たな算定を行い、差額の保護費を追加支給することを決定したことにより、三百十九世帯、一世帯当たり約十萬円の支給が見込まれている。」との答弁がありました。

二十八 三百十九世帯への給付方法等についてただしたのに対し、「現在の生活保護受給世帯にはプッシュ型での給付で、保護が廃止された方は本人からの申請となる。今回の給付分については収入に当たらない。使い方等については、ケースワーカーによる生活指導を行っている。予定である。」との答弁がありました。

次に、衛生費であります。

二十九 がん検診の受診率についてただしたのに対し、「対象者には個別案内、また広報やホームページ、市内医療機関での掲示等でPRに努めており、五條市での受診率は、国・県の平均値を示している。」との答弁がありました。

三十 予防接種健康被害給付金についてただしたのに対し、「新型コロナウイルス感染症が拡大した折に、特例臨時接種として接種をした方が、その後の副反応による健康被害へとつながった事例に基づく国の認定による給付金である。」との答弁がありました。

三十一 刈草等たい肥化業務委託料についてただしたのに対し、「令和六年度実績で百九十六・七トンをたい肥化、七千五百袋を作成し、市内のイベント等において無料で配布している。」との答弁がありました。

三十二 ごみ中継施設周辺地域振興整備事業交付金についてただしたのに対し、「エコ・リレーセンターごじよう建設時の地元協議により、周辺地域の整備に必要な経費を交付するものであり、令和八年度においては居傳町の高居水路整備を計画している。」との答弁がありました。

三十三 浄化槽設置整備事業補助金の想定件数及び補助金額等についてただしたのに対し、「五人槽が五基、七人槽が八基、十人槽が三基の設置を計画している。補助金額は、五人槽が三十三万二千元、七人槽が四十一万四千元、十人槽が五十四万八千元であり、申請できる区域は、公共下水道の認可区域外及び、認可区域内であっても当面の間、約七年間、公共下水道が整備される予定のない区域である。」との答弁がありました。

三十四 塵芥処理費が前年より増加している要因についてただしたのに対し、「主な要因は、施設管理業務委託の人件費及び経費並びに物

価高によるものと、令和八年度から資源回収業務を含めた委託業務とするためである。」との答弁がありました。

次に、農林業費であります。

三十五 花木集出荷貯蔵施設再編補助金についてただしたのに対し、「農業の構造転換を目的として、地域農業を支える老朽化した施設の再編集約・合理化を支える国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業を活用して、西吉野町桧川迫にある花木集出荷貯蔵施設を、新たに西吉野町川岸に再編する事業である。」との答弁がありました。

三十六 中山間地域等直接支払交付金についてただしたのに対し、「一千四百五十四・六ヘクタールの面積に対し、六十六組の集落が取り組んでいる。」との答弁がありました。

三十七 五條市統合選果場改修補助金の場所と改修内容についてただしたのに対し、「場所は野原東三丁目。柿選果場の選果設備等の大規模改修工事と商品管理を行うため、バーコード式に入れ換えるものである。」との答弁がありました。

三十八 西吉野柿選果場改修補助金の場所と改修内容についてただしたのに対し、「場所は西吉野町奥谷。国の新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金を活用して、西吉野柿選果場にA1選果機の導入と荷受設備、製品搬送設備の増設を行う。」との答弁がありました。

三十九 五條市漁業協同組合補助金についてただしたのに対し、「事業収入で令和六年度と令和七年度の見込みと比較し、事業収入が三割ほど増えたことから、今回減額を行った。」との答弁がありました。

四十 農家台帳システム利用料についてただしたのに対し、「農地の適切な情報管理を行うためのシステム利用料である。」との答弁がありました。

四十一 熊対策等緊急対策委託料についてただしたのに対し、「昨今の熊被害による令和七年度からの事業で、委託先は奈良県猟友会五條支部である。」との答弁がありました。

四十二 林道整備費の設計業務委託料の場所についてただしたのに対し、「西吉野町立川渡地内の持打谷線一号橋である。」との答弁がありました。

四十三 林産物加工施設費の減額要因についてただしたのに対し、「人件費の所管替えによるものである。」との答弁がありました。

四十四 ショベルローダーの運転技能講習受講者についてただしたのに対し、「会計年度任用職員が受講予定である。」との答弁がありました。

四十五 混交林誘導整備事業委託料についてただしたのに対し、「施業放置状態の杉、ヒノキ、人工林に地域特性に応じた樹種を植栽し、

様々な樹種が混交した状態にし、森林の防災機能をはじめとした公益機能の維持増進を図る事業である。」との答弁がありました。

四十六 きすみ広場、きすみ館周辺のまちづくり計画についてただしたのに対し、「全体的に見直さないと改善が図れないため、契約当時の経緯も踏まえながら慎重に対応していく。」との答弁がありました。

次に、商工費についてであります。

四十七 地域力創造アドバイザー活用等業務委託料についてただしたのに対し、「外部専門家の協力を得て、五條市の新たな特産品の開発やブランディング、さらに職員研修等に取り組んでいる。」との答弁がありました。

四十八 企業立地・雇用促進奨励金についてただしたのに対し、「投下固定資産総額、増加固定資産総額が五千万円以上及び、その施設で従事するための新規雇用者五人以上を雇うことで対象となり、前年度の固定資産税額の七〇％から八〇％を交付するものである。」との答弁がありました。

四十九 五條市観光イメージアップ事業委託の内容についてただしたのに対し、「五條市のマスコットキャラクターユニット、ゴーカスターを活用した、五條市の観光振興に資する活動をするほか、JR五条駅前の観光案内所の運営、市の案内に係る業務、観光情報の発信業務等である。」との答弁がありました。

五十 施設管理業務委託料についてただしたのに対し、「来年度から市の直営となる、道の駅「吉野路大塔」一階部分のトイレの維持管理費である。」との答弁がありました。

五十一 看板製作委託料についてただしたのに対し、「市民から名所旧跡の場所が分かりづらいとの要望があり、自家用車で訪れる方に対し、名所旧跡の場所を視覚的に訴えるため、設置するものである。今後、設置に向けて警察や関係機関と協議を重ねていく。」との答弁がありました。

五十二 観光振興費の施設修繕負担金の詳細についてただしたのに対し、「星のくにと大塔郷土館の管理運営を行う事業者に対する、施設修繕負担金であり、受水槽タンク設置や星のくのにのボイラー、キュービクル、郷土館の屋根修繕である。」との答弁がありました。

五十三 観光振興費の国庫返還金についてただしたのに対し、「星のくにを普通財産とすることに伴う、山村振興等農林漁業特別対策事業補助金の返還金である。」との答弁がありました。

次に、土木費についてであります。

五十四 地籍調査の優先順位についてただしたのに対し、「要望書の順や公共事業により地区を選定しており、金額については、地区を選

定した後、その面積、筆数によって積算している。」との答弁がありました。

五十五 地籍調査の今後の計画についてただしたのに対し、「五條市全体を行う計画ではあるが、平成十年度より約二十五年間で、面積ベースで約十一%の進捗である。引き続き、国土調査第七次十か年計画に沿って進めていく。」との答弁がありました。

五十六 芝崎河川公園のトイレの解体工事についてただしたのに対し、「老朽化に伴い、循環式トイレを設置するものである。」との答弁がありました。

五十七 一般的なトイレ工事とのコスト比較についてただしたのに対し、「防災用トイレを設置することが目的であったため、経費の比較はしていない。」との答弁がありました。

五十八 五條駅南北橋維持補修の事業内容についてただしたのに対し、「橋梁点検に伴う橋梁の長寿命化を行うものである。」との答弁がありました。

五十九 工事着手の判断についてただしたのに対し、「五條市の現状は、中心市街地、旧庁舎跡地の周辺整備を行っているところである。JR五條駅の周辺の事業展開は、五年、十年も先になる可能性があると考えたため、市民や列車運行の安心・安全を考えたと、工事着手の判断を行った。」との答弁がありました。

六十 令和七年度におけるベストラインスタジアム施設改修工事についてただしたのに対し、「外野フェンス、防護マットの設置、ファウルポールの改修である。」との答弁がありました。

六十一 同施設のスコアボード改修時期についてただしたのに対し、「令和九年度以降の改修予定である。」との答弁がありました。

六十二 ベストライン上野パーク多目的グラウンド人工芝の経過年数及び耐用年数についてただしたのに対し、「前回は、平成二十一年に張り替えている。新設人工芝の耐用年数は、おおむね十年から十五年である。」との答弁がありました。

六十三 同施設の駐車場新設工事の詳細についてただしたのに対し、「市道大津相谷線の北側と南側の総駐車台数は四百台を想定しており、令和九年三月末に完成を予定している。」との答弁がありました。

六十四 空き家等実態調査業務委託料についてただしたのに対し、「空き家等対策計画を策定するための基本的なデータの調査である。」との答弁がありました。

六十五 空家等除却事業補助金の詳細についてただしたのに対し、「実績は、令和四年度、七件、令和五年度、四件、令和六年度、〇件、令和七年度、一件である。空き家の増加を考え、市民税所得割非課税の要件をなくす要綱改正を検討している。」との答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

六十六 県防災ヘリコプターの管理等についてただしたのに対し、「運航については、奈良県消防救急課であり、整備に関しては東邦航空株式会社に委託している。」との答弁がありました。

六十七 地区自主防災対策補助金の詳細についてただしたのに対し、「二十三地区の自主防災組織を対象に、防災に係る運営補助と活動補助の二種類の補助金を申請に応じて交付している。」との答弁がありました。  
次に、教育費についてであります。

六十八 教育ICTアドバイザー業務委託料についてただしたのに対し、「インターネット上でデータを保存する仕組みや、教育委員会内のネットワークの見直し、また学校現場のインターネット速度調査の専門的な支援、個人情報保護等に関するマニュアルの作成業務等、教育委員会の職員に対するアドバイス支援である。」との答弁がありました。

六十九 ICT支援員業務委託料についてただしたのに対し、「授業の補助、教材作成の支援、学校の中での機器のトラブルへの対応、校内での教職員へのシステム研修会等、教職員と児童生徒への支援である。」との答弁がありました。

七十 中学校通学用自転車購入費補助金についてただしたのに対し、「令和七年度から始まった自転車通学生対象の補助金で、五十七件の申請がある。」との答弁がありました。

七十一 スクールバス運行委託料の増加要因についてただしたのに対し、「路線の延長と人件費高騰によるものである。」との答弁がありました。  
また。

七十二 こども園費の増額要因についてただしたのに対し、「公私連携認定こども園移行に伴い、子どものための教育・保育給付費が交付対象となるため増額を行うものであり、給付費については、国・県から四分の三の歳入を見込んでいます。」との答弁がありました。

七十三 新規就農者新生活支援補助金についてただしたのに対し、「西吉野農業高等学校を卒業した者で、市内で新規に農業を主として営む法人と雇用契約をした者、新規に農業経営を開始し、農業所得を主として生計を維持する者に対して支援する補助金であり、農業に従事している卒業生は五名である。」との答弁がありました。

七十四 病児保育事業補助金についてただしたのに対し、「公私連携による令和八年度からの補助金となり、智辯会へ支出するものである。令和四年度の認定こども園整備当初からの事業であり、令和六年度、一名、令和七年度、一名の登録があるが、利用実績はない。」との答弁がありました。

七十五 生徒通学費補助金についていただきましたのに対し、「西吉野農業高等学校に通う生徒のバス定期の補助金であり、対象者五十九名で、内訳は寮生五十一名、自宅生八名である。」との答弁がありました。

七十六 学校司書の配置要件等についていただきましたのに対し、「十二クラス以上の学校、五條東小学校、牧野小学校には司書の資格を持った教諭を配置している。読書活動活性化事業モデル校については司書を週二回派遣、その他の学校については図書支援員を週一回派遣している。また、図書支援員については司書の資格はない。」との答弁がありました。

七十七 子供たちにはしっかり本を勧める取組についていただきましたのに対し、「読書活動は子供たちの将来の教養も高め、子供たちの人間性を涵養する上でも非常に大切であり、五條市では読書活動に関して、表彰も含め積極的に評価するよう努めているところである。また、読み聞かせも含め、市内の方々の力添えもいただきながら、子供たちに積極的に読書活動を推進していく考えである。」との答弁がありました。

七十八 市町村対抗子ども駅伝大会負担金の使途についていただきましたのに対し、「奈良県の市町村対抗子ども駅伝大会に出場するための負担金である。」との答弁がありました。

七十九 地域クラブ活動における指導者の確保についていただきましたのに対し、「令和六年度より五條市地域クラブ活動指導者人材バンクを設け、指導者の確保を図っており、二月末現在で約五十人が登録いただいている。」との答弁がありました。

八十 指導者の謝礼についていただきましたのに対し、「クラブの内容を問わず、一律に会計年度任用職員である部活動指導員の時間給に準拠して支払っている。」との答弁がありました。

八十一 町並保存事業費の増加要因についていただきましたのに対し、「伝建地区内の伝統的建造物等に対する修理修景事業の件数が令和七年度は一件であったが、令和八年度の件数が六件となったためである。」との答弁がありました。

八十二 中央公民館の指定管理期間についていただきましたのに対し、「令和七年四月一日から三年間である。」との答弁がありました。

八十三 図書館の指定管理期間についていただきましたのに対し、「令和七年四月一日から三年間である。」との答弁がありました。

八十四 指定管理者に対する市としての考えについていただきましたのに対し、「民間のノウハウを借りながら、少しでも市民の期待に沿うこと、予算を抑制していくことが私どもの務めである。その辺りを民間、指定管理者と協議を行い取り組んでいく。」との答弁がありました。

災害復旧費、公債費及び予備費についての質疑はありませんでした。

次に、歳入についての審査を行いました。

八十五 森林環境譲与税の直近三年間の額についていただきましたのに対し、「令和四年度、五千八十四万六千円、令和五年度、五千八十四万六

千円、令和六年度、六千九百九十七万九千円と推移している。」との答弁がありました。

八十六 五條市における森林環境譲与税の使途についてただしたのに対し、「今後、森林整備に加え、市民交流施設整備事業において、整備費用等の一部に森林環境譲与税を活用し、木材の利用推進を図る予定をしている。」との答弁がありました。

八十七 都市計画税の滞納繰越分の世帯についてただしたのに対し、「令和七年度で滞納となる見込みは二十五世帯である。」との答弁がありました。

八十八 地方交付税が二億三千万円減少する要因についてただしたのに対し、「大きく二点あり、一つは市税の上振れ分により基準収入額が上がるため、もう一つは令和七年度の国勢調査による人口減少が新たに反映されたためである。」との答弁がありました。

八十九 地方交付税が減収したことに対し、今後、市長としての基本的な考えについてただしたのに対し、「市民サービス、要望等、必要なことは絶対しなければならぬ。手段としては、ふるさと納税、遊休施設の売却等を通じた財源確保を行う。また、超過勤務が多いことから、十九時をめどにパソコンのシャットダウン、来庁者時間帯の見直しを行い、交付金が減少した分に充てていければと思っている。」との答弁がありました。

九十 花咲寮入所者負担金の減少要因についてただしたのに対し、「実績平均に基づき、二名減としたものである。」との答弁がありました。

九十一 きずみ広場の利用実績についてただしたのに対し、「令和四年度、十九件、令和五年度、二十五件、令和六年度は二十三件であり、利用料については、市外の方は一時間五百円となる。」との答弁がありました。

九十二 住宅使用料の減少要因についてただしたのに対し、「入居戸数の減少である。」との答弁がありました。

九十三 駐車場使用料を徴収している市営住宅についてただしたのに対し、「団地タイプの住宅となり、今井団地、新今井団地、野原住宅、東田中団地等である。」との答弁がありました。

次に、特別会計の審査を行いました。

国民健康保険特別会計についてであります。

九十四 子ども・子育て支援金についてただしたのに対し、「児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、出生後休業支援給付など、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子供や子育て世帯を社会全体で応援するため、その財源を令和八年度から健康保険の保険料から徴収するものであり、十八歳以上の国民健康保険の被保険者が対象となる。」との答弁がありました。

九十五 財政調整基金積立金の目的についてただしたのに対し、「急なはやり病などが蔓延し、医療費が高騰した場合の保険給付費等の増加に対応するためである。」との答弁がありました。

次に、墓地事業特別会計であります。

九十六 使用料及び手数料の減少要因についてただしたのに対し、「応募者が減少してきたことにより、一区画のみの歳入を見込んでいく。」との答弁がありました。

介護保険特別会計についての質疑はありませんでした。

次に、大塔診療所特別会計であります。

九十七 医療用備品購入についてただしたのに対し、「電子カルテシステム一式と、レントゲン機器C R画像診断システムの買い換え購入である。」との答弁がありました。

九十八 派遣医師の勤務体制と大塔診療所の受診者の実績についてただしたのに対し、「週三日、月・火・金が診療日となり、延べ受診者数は、令和四年度、一千三百十名、令和五年度、一千二百二十二名、令和六年度、一千四十一名である。」との答弁がありました。

農業集落排水事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、下水道事業会計について審査を行いました。

九十九 経費回収率についてただしたのに対し、「七八・二%である。」との答弁がありました。

百 七八・二%の経費回収率は、平均値と比較してどのくらいに位置するかただしたのに対し、「奈良県内の平均が八〇・六八%である。」との答弁がありました。

百一 五條市の接続率についてただしたのに対し、「七四・五%である。」との答弁がありました。

以上が、各会計の審査の概要であります。

次に、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 現在の保育料無償化と来年度の取組についてただしたのに対し、「現状は、保護者の所得に関係なく生計を同一にしている子供のうち、第二子以降の子供に係る保育料を無償化している。来年度からは、保育料無償化の範囲を拡大し、保護者の所得に関係なく全ての子供に係る保育料を無償とする予定である。」との答弁がありました。

二 給食費無償化は今後も継続していくのかについてただしたのに対し、「給食費の無償化については、引き続き行っていく。」との答弁がありました。

三 高齢者支援の取組についてただしたのに対し、「介護予防対策としては、脳活運動教室等を随時開催している。また、施策支援としては、地域公共交通の運行改善を検討するとともに、コミュニティバス料金百円を継続していく。」との答弁がありました。

四 障害者デイサービスセンターの委託料についてただしたのに対し、「令和七年度の予算額三千八百二十七万三千円、令和六年度の決算額三千五百二十九万一千六百三十六円である。」との答弁がありました。

五 デイサービス事業における職員の配置についてただしたのに対し、「五條市から求めている職員配置は六名で、内訳は施設管理者一名、サービス管理責任者一名、看護職員二名、生活支援員二名である。」との答弁がありました。

六 公園、学校等において、クビアカツヤカミキリの被害を受けている桜の木の状況についてただしたのに対し、「都市公園の桜の木の本数七百四十七本中、被害を受けているのは二百四本で全体の約二七％、五條児童館は二本中二本、小学校では全体の二割程度、中学校では一割程度、こども園では三本のうち一本が、クビアカツヤカミキリの被害が疑われている状況である。」との答弁がありました。

七 三月二日に発生したシステム障害についてただしたのに対し、「三月二日に業務開始時より、市民課、西吉野支所、大塔支所の窓口において証明書等が発行できない事象が発生。主に通信ネットワーク業者が管理する通信機器の不調で、当該事業者の対応により、当日十二時三十分頃に復帰した。なお、当該事業者に対しては、市民の方々の生活に多大な影響を与えるものであることから、再発防止に向けて強く指導を行った。今後は関係する業者への指導・監督を適切に行い、再発防止や適正なシステム管理に努めていく。」との答弁がありました。

八 今後の財政運営の見通しについてただしたのに対し、「人件費や物価高騰などを踏まえると、財政面においても非常に厳しい状況が今後とも想定されるため、引き続き国の動向あるいは経済情勢などを注視しながら、持続可能な財政運営を図っていく。」との答弁がありました。

九 要望書の提出窓口についてただしたのに対し、「自治会等からの複数課にわたる要望事項の受付の窓口は地域政策課となり、その他、単独の事業担当課等への要望については、その所管課が受付窓口になっている。」との答弁がありました。

十 要望書の窓口を一元管理することはできないのかについてただしたのに対し、「受付担当者には様々な専門知識が必要と考え、現状を判断する難しさ等があり、直接所管課が対応するのが望ましいと考えているが、要望に対し速やかに説明あるいは回答するという姿勢は非常に重要だと考え、各部局共通認識の上で取り組んでいく。」との答弁がありました。

十一 市が管理している公用車の台数と安全性能の高い車への乗換えについてただしたのに対し、「総台数は二百二十一台。財源の確保も含め、効率的な予算執行を勘案しながら取り組んでいく。」との答弁がありました。

十二 二月八日の衆議院選挙において、投票時間を繰り上げたことについてただしたのに対し、「当日の降雪における投票者の安全確保のため、樫辻集会所、大深集会所、西吉野町全域、大塔町全域の十四の投票所の閉鎖時間を十六時に繰り上げたものである。今回、閉鎖時間の繰上げに対する周知時間が短かったとの市民の意見もあったことから、そのようなことを勘案したマニュアルの作成は必要であると考え、選挙管理委員会と情報を共有し、必要な基準の作成に向け、調査研究していく。」との答弁がありました。

十三 職員の雇用環境についてただしたのに対し、「職員一人一人が気持ちよく働き、それぞれの能力を発揮し、活躍できる職場づくりが大切だと考える。また、ワークライフバランスの推進を図るため、デジタル技術の活用や事務見直しなど業務の効率化を進めることで、時間外勤務の縮減や休暇の取得促進、各種手当の見直しなど、職員の処遇改善にも取り組んでいる。」との答弁がありました。

十四 バストライン上野パークのプール跡地についてただしたのに対し、「跡地利用については、公園運営及び整備検討会において、案としては駐車場、多目的広場、スポーツ公園などあるが、防災機能の観点からも再度検討しなければならないこととなっている。」との答弁がありました。

十五 ドクターヘリの運航停止についてただしたのに対し、「昨年から整備士不足による運休が、二月末現在五十四日と聞いている。南和広域医療企業団を通じ、県へできるだけ運休がないよう要請を行っていく。」との答弁がありました。

十六 予算全体の考え方についてただしたのに対し、「令和八年度当初予算については、市民生活を守りながら持続可能な五條市の実現に向けた予算編成である。」との答弁がありました。

十七 人口減少対策と定住促進についてただしたのに対し、「定住施策では、人口減少の主な要因である若い世代の流出と出生数の減少に対応するため、二十代から四十代の若い世代を主なターゲットとして取組を考えている。奨学金返還支援の継続、結婚や子育てに踏み出しやすい環境を整える等、令和八年度は、若者、新婚世帯あるいは子育て世帯を重点に、人口減少の要因に効果的に対応する施策を進めていく。」との答弁がありました。

十八 子育て支援と教育環境についてただしたのに対し、「認定こども園、公立小・中学校の給食費の無償化、子育ておむつの定期便などの取組を進めてきた。さらに令和八年度から、十八歳までの子供の医療費無償化、そして全ての子供に係る保育料の無償化を実施する予定である。今後も子育ての支援の充実に努めていく。」との答弁がありました。

十九 五條市の防災における最大のリスクについてただしたのに対し、「洪水や土砂災害などの多彩な災害リスクを抱えており、大規模災害時には多くの避難者が出ると予想されることから、避難所における環境整備が大切と考え、令和八年度予算では、事前に災害時において井戸の使用について協力いただける井戸を登録する制度を実施することにより、被災者に対し、すぐに井戸水を提供し、被災者の負担の軽減を図っていく。また、災害時生活用水協力井戸登録者を対象に、手動ポンプ等を新たに設置する場合の設置費を補助する補助金を創設し、生活用水の確保の分野を重点的に強化したいと考えている。」との答弁がありました。

二十 産業振興についてただしたのに対し、「商工業の振興として、企業誘致等促進事業を継続、農林業の振興については、五條市統合選果場及び西吉野柿選果場改修や花木集出荷貯蔵施設再編に対する重点的な支援を行い、地域資源のさらなる活用を目指していく。雇用促進については、新規就農者の支援や林業雇用促進事業など、農林業の雇用促進に努めていく。」との答弁がありました。

二十一 中心市街地活性化についてただしたのに対し、「(仮称)市民交流施設は、図書館を中心とした複合施設であり、年間六十万人以上の来館者を目指し、整備を進めている。本市の中心市街地のにぎわいを生み、それが市全域に広がるような取組を目指し、公民が連携して取り組んでいく。」との答弁がありました。

二十二 地域公共交通の行政課題についてただしたのに対し、「高齢化、過疎化が進む中、地域で安心して暮らしていける環境の確保として、地域活力向上の面からも地域公共交通対策は重要な課題と認識し、より柔軟な停留所設定が可能になるよう、国・県、交通事業者等関係者と連携し、地域公共交通の維持改善及び活性化に鋭意取り組んでいく。」との答弁がありました。

二十三 令和八年四月からの機構改革による市民サービスの向上についてただしたのに対し、「今回の機構改革の目的は、行政をより効率的に、小さな課や係をまとめ組織力を高めることが目的である。これにより兼務を解消し、職員が本来の業務に力を注ぐことで、市民サービス向上につながると考えている。」との答弁がありました。

二十四 旧岡中線の拡幅工事の概要についてただしたのに対し、「令和七年度の工事費として一千万円を計上しており、拡幅部分の土羽を構造物に施工する計画である。市道中之今井線との接合部分にある三角地については、用地買収済みであり、今後、拡幅を計画している。その他、浸水のおそれがある箇所は、令和八年度に排水対策も含め計画している。」との答弁がありました。

二十五 市営住宅の現在の入居状況と募集についてただしたのに対し、「五條市の管理戸数五百八十三戸のうち、入居戸数三百八十五戸である。また、入居可能な募集住宅は十三戸となっている。入居者募集の改善取組としては、近年、明渡しによる修繕等により年一回の募集となっているが、総合的に検討していく。」との答弁がありました。

二十六 入居に必要な連帯保証人と自立支援事業の連携についてただしたのに対し、「市営住宅条例に基づき、原則、連帯保証人を求めているが、同条例の規定に基づき、連帯保証人の免除も可能である。また、市営住宅の入居者の中には、様々な生活上の事情を抱えている場合があるため、生活困窮者自立支援法に基づき、より一層自立支援推進が図れるよう、社会福祉課と連携し、市営住宅運営を行っていく。」との答弁がありました。

二十七 公印省略についてただしたのに対し、「公印の押印については、法令等により押印が必要とされる文書を除き、原則として省略できるものとしているが、慣例として押印を継続している文書もある。今後は議会の招集通知等、了承していただけるものは省略していく。」との答弁がありました。

二十八 道路補修に関する五條市公式LINEの利用についてただしたのに対し、「LINE通報は、令和六年六月から運用しており、令和六年度、三十一件、令和七年度、現在のところ四十四件である。回答については都市整備部で行っている。」との答弁がありました。

二十九 五條市公式LINE、登録者増加の取組についてただしたのに対し、「田園地区の自治連合会の総会で直接PRを行ったり、五條市主催のスマホ教室や中央公民館主催のスマホ教室においても、LINEの活用や登録のメリット、登録方法についても分かりやすく説明し、登録の促進に努めている。」との答弁がありました。

三十 大塔の水車小屋施設の廃止に至った理由についてただしたのに対し、「紀伊半島大水害後、老朽化も含めかなりの破損箇所があり、令和五年十二月から完全休止になっている。ふれあい交流館での盗難事件があり、地元からこのまま放置すると倒壊や防犯等、危険性が高いという申出があり、廃止の検討を行った。」との答弁がありました。

三十一 施設解体について適正な価格で解体され、適切な処分が行われたのかについてただしたのに対し、「事務の執行において様々な疑義が生じないよう、今後、さらに慎重に進めていく。」との答弁がありました。

三十二 大塔地区の今後の活力ある取組についてただしたのに対し、「大塔町においては、紀伊半島大水害から人口減少が続いているが、市民が日々頑張っていることも目にはしている。大塔町民の声である、ふれあい交流館の再開、そして、この場所から大塔町の活性化、にぎわいを取り戻せるよう取り組んでいく。」との答弁がありました。

以上が審査の概要であり、質疑終了後、付託された議案について、討論を省略して一括採決の結果、本件は全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪 佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであります。

ただいまの予算審査特別委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本八議案につきましては討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本八議案は討論を省略することに決しました。

これより、議第十九号から議第二十六号までの八議案を一括して採決いたします。

本八議案に対する予算審査特別委員会委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

本八議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本八議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第五、本日提出されました議第二十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）議第二十八号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。池嶋市長公室長。

〔市長公室長 池嶋 晶登壇〕

○市長公室長（池嶋 晶）失礼いたします。ただいま上程いただきました議第二十八号 令和七年度五條市一般会計補正予算（第九号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の令和七年度五條市一般会計補正予算（第九号）の一ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算の補正でございますまして、歳入歳出予算につきましては、その総額に三百三十二億円を追加し、総額で二百三十二億六千五百三十七万五千円とするものでございます。

それでは、歳出予算の補正から御説明申し上げます。

四ページを御覧いただきたいと存じます。

消防費、常備消防費の三百三十二万二千元でございますが、退職手当の追加に伴う奈良県広域消防組合分担金の追加として所要の額を計上するものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の上段、歳入を御覧いただきたいと存じます。

地方交付税において三百三十二万二千元を追加し、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）広域消防の追加負担金でございますが、これ、何名の方、退職に係る負担金なのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）山口議員の御質問にお答えいたします。

今回の補正でお願いする分につきましては、一名の退職金でございます。

以上、答弁いたします。（「十番」の声あり）

○議長（窪 佳秀）十番、山口耕司議員。

○十番（山口耕司）そしたら、これ、広域組合のそれぞれの自治体の負担額は決まっと思うんですけども、全体の五條市に係る、この今

回補正についての負担割合、何%になるのか教えていただけますか。

○議長（窪 佳秀）辻危機管理監。

○危機管理監（辻 佳孝）お答えいたします。

五條市出身の職員の分でございますが、十津川村との協定がございまして、必要経費のうちの七二%がこの金額となっております。以上、答弁といたします。

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本議案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第六、同第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第一号 五條市教育委員会委員の任命について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程されました同第一号 五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

大西修二委員の任期が本年六月二十日をもって満了となるため、その後任の委員を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

大西氏は皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として本市教育の発展のため御尽力をいただいているところであります。人格は高潔で教育、学術及び文化に関して深い識見を有し、教育委員として適任者であります。なお、任期は令和八年六月二十一日からの四年間です。議員各位には御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第七、同第二号を議題といたします。  
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程されました同第二号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

和所正憲委員が令和八年三月三十一日をもって辞職されることに伴い、その後任を選任するに当たり、地方税法第四百二十三条第三項の規定に基づき、議会の同意を求めらるるものであります。

お手元にお配りしておりますように、竹田和彦氏にお願いしようとするものであります。

竹田氏は本市の元職員であり、税務課での勤務経験を有し、地方税制に関する深い知識と実務経験を備えております。これまでの豊かな行政経験から、公平かつ公正での確かな判断を求められている固定資産評価審査委員会委員として適任者であります。なお、任期でございますが、和所委員が令和六年四月一日から三年間の任期途中の辞職となることから、前任者の残任期間である令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの一年間を引き継ぐこととなります。議員各位には御理解をいただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより、本案を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）次に、日程第八、推第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（久保雅彦）推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）ただいま上程されました推第一号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

山脇 豊委員の任期が令和八年六月三十日をもって満了となるため、その後任の候補者推薦について議会の意見を求めるものであります。お手元にお配りしておりますように、同氏の再任をお願いするものであります。

山脇氏は現在、人権擁護委員として御尽力をいただいているところであります。人格、見識ともに高く、広く社会の実情を通じ、人権擁護委員として適任者であります。なお、任期は令和八年四月一日からの三年間であります。議員各位には御理解をいただき、御推挙を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（窪 佳秀）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪 佳秀）この際、お諮りいたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第二百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。

各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪 佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪 佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、令和八年度各会計予算をはじめ、重要案件の審議に終始御熱心に御精励を賜り、厚くお礼を申し上げます。理事者側各位には、事務事業の執行に際し、本会議、各常任委員会及び予算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して御精励くださいますようお願い申し上げます。

以上で閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長 平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和八年五條市議会第一回三月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には慎重審議を賜り、令和八年度一般会計予算をはじめ、全議案について原案のとおり御議決をいただき、心からお礼を申し上げます。今会期中に賜りました議員各位からの御意見や御提言については、今後の市政運営に生かしてまいりたいと考えており、より一層の御協力をお願い申し上げます。

日増しに暖かくなり、ようやく春の訪れを感じる季節となりました。議員各位には健康には十分御留意をいただき、これからも市政の発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願いを申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（窪 佳秀）これもちまして、令和八年五條市議会第一回三月定例会を閉会いたします。

午後零時八分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議会議長 窪 佳秀

署名議員 仲山 嘉

署名議員 谷 勝啓

署名議員  
吉田  
正